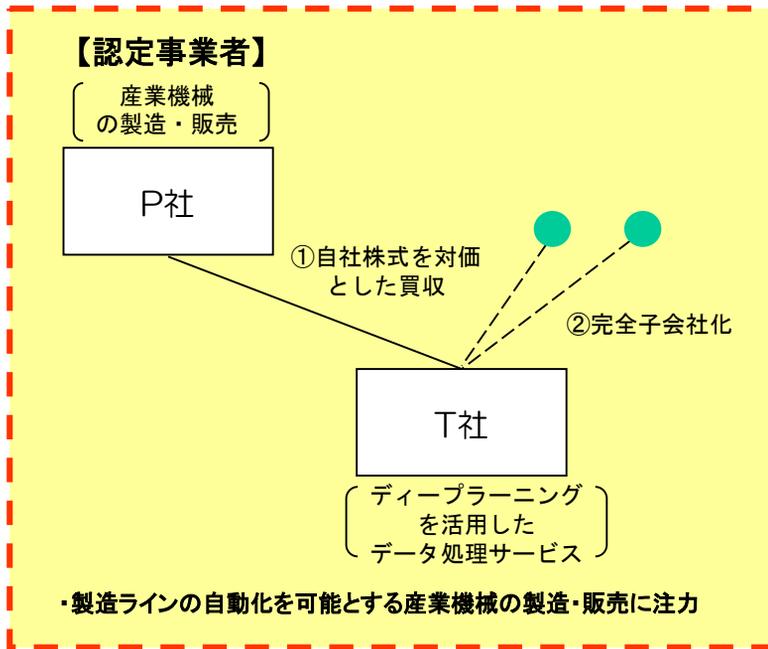


※この申請書テンプレートは、あくまでも申請書のモデルケースを示したものであり、様式の記載事項等については事情により変更することがありますのでご了承ください。
 ※テンプレートに登場する人名・会社名等は全てフィクションです。

B 特別事業再編計画 申請書テンプレート



期待する支援措置

認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減(登録免許税の軽減)①

特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例①

株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例(現物出資規制・有利発行規制に関する特例)①

特別支配会社への事業譲渡等に関する特例(キャッシュ・アウトの特例)②

【生産性の向上】

修正ROA
5.0%※'19向上

【財務健全性】

有利子負債/CF 2.0倍
経常収支比率 105.1%

【前向きな取組】

新商品売上高比率
6.1%

【需要開拓】

売上高伸び率
業界平均 +5.7%※'19

【凡例】

法	産業競争力強化法 (平成25年法律第98号)
令	産業競争力強化法施行令 (平成26年政令第13号)
規則	産業競争力強化法施行規則 (平成26年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)
経産省規則	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則 (平成26年経済産業省令第1号)
指針	事業再編の実施に関する指針 (平成26年財務省、経済産業省告示第3号)

様式第二十八（第17条関係）

特別事業再編計画の認定申請書

2019年7月1日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

東京都千代田区〇〇一丁目1番1号
P株式会社
代表取締役社長 XX XX  *1

産業競争力強化法第25条第1項の規定に基づき、特別事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特別事業再編の目標

(1) 特別事業再編に係る事業の目標 *2

当社（P株式会社であり、以下「P社」という。）は、顧客企業の依頼を基に、その製造ラインに合わせた産業機械の製造・販売を行っている。これまで、市場ニーズを踏まえ、中小企業向けに必要なだけの精度を保ちながらも競合他社と比べて安価な価格設定の中で収益を上げられるようにすることでシェアを拡大してきた。

しかし、近年では競合他社との価格競争が進みつつあり、P社の強みがなくなりつつあるところである。そのため、今後持続的に企業価値を向上させていくためには、現状の低価格路線から脱却し、より高い付加価値を付けた製品への転換を図る必要がある。

その方策として、製造業が直面する深刻な人手不足の問題に着目し、P社が保有している産業機械の生産技術・ノウハウ、及び株式会社T（以下「T社」という。）が保有しているディープラーニングを活用したデータ解析技術を組み合わせることにより、顧客企業の製造ラインにおける更なる省人化・自動化やデータ連携によるサプライチェーンの高度化を可能にする産業機械を新たに開発・製造することを目指す。

具体的には、これまで人間の手を介して部品を製造ラインに載せることが必要であった顧客企業の工程において、T社のディープラーニングを用いた映像データの解析技術を活用することで、更なる自動化が可能となる製品の提供を実現する。さらに、データ解析により得た当該製造ラインの稼働データについて、あらかじめ指定された第三者に対して公開可能な形にすることにより、サプライチェーン内の企業同士における受発注等のデータ連携や異常データ検出時において保守事業者による補修が即座に受けることが可能となる。

T社は、今後急成長を見込まれるディープラーニングを活用したデータ分析サービスを提供している大学発の新興企業である。同社は世界的にも先進的な技術・人材を有しており、現状P社との間に資本関係はないが、本特別事業再編による経営の一体化を通じ、両社相互にシナジーが見込める。

以上より、P社及びT社の経営資源の最大化によって、生産性の向上及び付加価値創出を図り、企業価値の更なる向上を目指す。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標 *3

（成果と重要な成果指標（KPI））

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2021年度には2018年度に比べて、修正ROAを5.0%ポイント向上させることを目標とする。

財務内容の健全性としては、2021年度においてP社の有利子負債はキャッシュフローの2.0倍、経常収支比率は105.1%となる予定である。

1 申請者

計画を実施する者（会社）を記載する（共同で申請する場合は連名）。

2. 特別事業再編に係る事業の目標

計画の概要について、①まず、申請事業者を取り巻く経営環境や背景事情についての概況を記載し、②その後、今般の計画において新たに取り組む内容、それによって目指す方向性について要約的に記載する。

3. 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

①基準年度と、②目標年度（計画の終了年度）を明示し、③その相対的な改善幅を記載する（数値の絶対値の記載は原則不要）。財務健全性については終了年度の数値を記載する。

なお、生産性の指標の種類は指針から選択する。

○指針

三 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

イ 特別事業再編による生産性向上に関する目標

特別事業再編による生産性向上に関する目標は、特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、次のいずれかとする。

- (1) 特別事業再編計画の終了年度における減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産金額で除した値を百分率で表した値が、特別事業再編計画の開始の直前の事業年度（以下この号において「基準年度」という。）における当該値より三以上改善していること。
- (2) 特別事業再編計画の終了年度における有形固定資産回転率の値が、基準年度における有形固定資産回転率の値より十パーセント以上改善していること。
- (3) 特別事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より十二パーセント以上改善していること。
- (4) (1)から(3)までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

ロ 特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、特別事業再編を行う事業者単位の計算において、次の(1)及び(2)を原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- (1) 特別事業再編計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。
- (2) 特別事業再編計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

2. 特別事業再編の内容

(1) 特別事業再編に係る事業の内容 ***4**

①特別事業再編により行う事業

産業機械の製造・販売

〈選定の理由〉

P社は、創業以来の産業機械の製造・販売の実績により、高い知名度と信用力を得ており、これまで培った技術・ノウハウは業界の中でも随一となっている。しかしながら、近年では競合他社との価格競争が進みつつあり、これまで踏襲してきた低価格路線では売上が頭打ちの状態が続いている。

P社は産業機械を扱う専門企業であり、今後持続的に企業価値を向上させていくためには、現状の低価格路線から脱却し、より高付加価値製品への転換を図る必要が求められるため、当該事業の競争力・収益力の強化に取り組むに至った。

②組み合わせる経営資源を一体的に活用する方法

P社は、経営資源を一体的に活用するため、自社株式のみを対価とする公開買付け等の方法により、T社を完全子会社とする。

〈組み合わせる経営資源の内容と活用方法〉

P社は、これまでの産業機械の製造・販売の実績から、高い知名度と信用力に加えて、幅広い販売網を築いてきた。また、マーケティングに強みを持っており、顧客の要望を現場から吸い上げ、その声を新商品開発に活かす生産技術・ノウハウを保有しており、そのための研究開発施設も所有している。

T社はデータ解析に係る研究を大学発のベンチャーとして事業化した企業であり、世界的にも最先端の技術・人材を有しており、当該分野に関する特許も保有している。特にディープラーニング（機械学習）を用いた産業機械の開発については、既に実証実験が始まっているところである。

T社はP社の行う新商品開発に対し、技術・人材の面から協力を行うことで、両社の経営資源を一体化させ、高付加価値製品の開発を更に進めていく。

③事業構造の変更と新たな需要の相当程度の開拓

P社は、自社が製造する産業機械の高付加価値化を図る為に、P社が自社株式のみを対価として公開買付けの方法によりT社株式を取得（100%を予定）し、T社を完全子会社とする。なお、公開買付けの結果、取得するT社株式が100%に達しなかった場合は、株式等売渡請求により、残りのT社の株主から全ての株式を取得し、T社を完全子会社とする。

T社の株式の取得の対価の額は、P社の有する現金及び預金の額からP社の事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回る。

T社の有するディープラーニング等のデータ処理技術は世界的にも最先端の「革新的な技術」である。本計画の対象となる産業機械の高付加価値化に係る取組は、「国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野」（法22条第2項第5号）の一つである「製品等の供給に係るプロセスの次世代化に関する事業分野」（指針五（3））における事業活動であり、法第2条第12項2号イの事業活動に該当する。T社の技術を活用することで顧客企業の製造ラインにおける更なる省人化・自動化やデータ連携によるサプライチェーンの高度化を可能にする産業機械を新たに開発・製造することで新たな需要の開拓を図る。

なお、当該特別事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに内外の市場の状況に照らして、同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものである。そして、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

4 特別事業再編により行う事業

- (1) ①には、特別事業再編計画の対象となる事業を明記するとともにその事業に着目した理由を「選定理由」として記載する。
- (1) ②には、計画において組み合わせて一体的に活用される申請事業者及び他の会社又は外国法人の経営資源について、その活用の方法として、商品又は役務の開発、資材調達、生産、販売、提供等における協力を行う方法について、具体的に記載する。
- (1) ③には、事業の構造の変更と新たな需要を相当程度開拓する新事業活動とに分けて特別事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
- また、その記載中において、次についての説明を記載する。
- イ 当該特別事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 当該特別事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
 - ハ 内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ニ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
 - ホ 申請者である事業者が他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価が株式のみであること。
 - ヘ 当該事業者による他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価の額が、当該事業者の有する現金及び預金の額から当該申請事業者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回ること。【詳細 P19】
 - ト 計画の対象となる新事業活動について、法第2条第12項第2号イからハまでに掲げる事業活動のいずれかに該当すること（法第2条第12項第2号ハに掲げる事業活動を記載する場合は、中核的事業に該当する理由を記載すること）。【詳細 P20】

○法

第二条（定義）

12 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であって、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。
イ 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）
ロ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）
- 二 新事業活動であって、次に掲げる事業活動のいずれかを行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること。
イ 前号イ又はロに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人となる外国法人（ロ及びハにおいて「関係事業者等」という。）の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用して行う事業活動であって、第二十二條第二項第五号に規定する事業分野におけるもの
ロ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であって、第二十二條第二項第六号に規定する商品又は役務に係るもの
ハ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であって、前号イ又はロに掲げる措置により中核的事業（当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいう。）の売上高その他の経済産業省令で定める指標（以下このハにおいて「売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合における当該中核的事業に係るもの

○指針

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(1) 有効に組み合わせた経営資源の一体的活用

法第十二條第十二項の事業者が当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することとは、それぞれの有する知識、技術又は技能等を活用することにより、商品の開発、資材調達、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供等において協力することをいうものとする。

〈事業の構造の変更〉

・公開買付けによる T 社株式の取得

〈対象会社〉

名称：株式会社 T
住所：東京都千代田区〇〇一丁目 1 番 1 号
代表者：代表取締役社長 YY YY
資本金：50,000,000 円
取得する株式会社 T の株数：7,000,000 株（予定）
取得後における株式会社 T への出資割合：100%（予定）
派遣する役員数（割合）：未定
取得期日：2019 年 10 月 8 日（予定）

・株式の取得に際しての新株の発行（出資の受入れ）

出資の受入れの方法：T 社株主より現物出資の受入れ（新株の発行・簡易手続）
現物出資財産の内容等：T 社株式 5 株につき新株を 1 株発行
株式発行前の資本金：150 億円
株式発行額：13 億円（予定）（うち 6.5 億円を資本金へ組み入れ）
※公開買付けにより、上限まで株式を取得した場合の額
（総株主の議決権の 3 分の 2 を取得した場合の株式発行額は 8.6 億円（うち 4.3 億円を資本金へ組み入れ））
発行予定日：2019 年 10 月 8 日

（公開買付けにより T 社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上を所有するに至ったが、T 社の発行済株式の全てを取得できなかった場合）

・株式等売渡請求による T 社株式の取得

〈対象会社〉

名称：株式会社 T
住所：東京都千代田区〇〇一丁目 1 番 1 号
代表者：代表取締役社長 YY YY
資本金：5 千万円
取得する株式会社 T の株数：未定
取得後における株式会社 T への出資割合：100%
派遣する役員数（割合）：未定
取得期日：未定

〈新たな需要の相当程度の開拓〉 ***5**

完全子会社化後、両社の経営資源を合わせつつ、自社が製造する産業機械の高付加価値化を図る。両社は、2 年前から更なる省人化・自動化やデータ連携によるサプライチェーンの高度化を可能にする産業機械の共同研究開発を行っており、既に実証実験を開始している。これから本格的に製品化に取り組む予定。この製品の大きな特長は、顧客企業において、これまで人手に頼らざるを得なかった工程について、ディープラーニングを活用することにより、自らその工程の学習を行うことで、製造ラインの更なる自動化、またサプライチェーン内の企業との稼働データの共有を通じた受発注の自動化等も可能となる。この製品の製造に必要な生産ラインの設備増強を図るため、同社の愛知工場において 50 億円規模の設備投資を行い、2019 年中に新商品を販売する予定である。

本製品については、特に人手不足に悩んでいる国内の製造業が規模を問わず興味を示しており、これまでの顧客であった中小企業以外にも既に高い注目を集めているところであり、その需要も取り込むとともに、今後の市場拡大に応じて生産能力を増強していく予定である。

これらにより、2021 年度までにサプライチェーンの高度化に係る製品の売上高を P 社の全売上高の 6.1%まで成長させる。また、当該製品売上高伸び率を、過去 3 事業年度の産業機械市場全体の売上高伸び率に比べて 5.7%ポイント以上上回ることを目標とする。

5 新たな需要の相当程度の開拓

特別事業再編によって行う新たな需要の開拓に関して、その取組内容を要約的に記載する。

○法

第二条（定義）

11 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であって、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。

※それぞれ『事業再編の実施に関する指針 ニイ(3)～(6)』に数値基準あり。下記参照。

- イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。
- ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。
- ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。
- ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

12 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であって、当該対価の額が当該事業者の所有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

イ他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

ロ外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

二 新事業活動であって、次に掲げる事業活動のいずれかを行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ前号イ又はロに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人（ロ及びハにおいて「関係事業者等」という。）の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用して行う事業活動であって、第二十二條第二項第五号に規定する事業分野におけるもの

ロ関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であって、第二十二條第二項第六号に規定する商品又は役務に係るもの

ハ関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であって、前号イ又はロに掲げる措置により中核的事业（当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいう。）の売上高その他の経済産業省令で定める指標（以下このハにおいて「売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合における当該中核的事业に係るもの

○指針

二 事業再編の実施方法に関する事項

イ 事業再編の定義に関する事項

(3) 生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の相当程度の変化

法第二條第十一項第二号イの生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させることとは、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額を全ての事業の売上高のパーセント以上とすることをいうものとする。

(4) 商品の生産の著しい効率化

法第二條第十一項第二号ロの商品の生産を著しく効率化することとは、当該商品に係る一単位当たり製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、当該商品に係る一単位当たりの材料費の低減が困難と認められる場合にあつては、製造原価から材料費を控除した額を十パーセント以上低減させることとすることができるものとする。また、商品一単位当たり製造原価の低減額の算定が困難と認められる場合にあつては、当該商品に係る売上原価の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上（売上原価から材料費を控除する場合にあつては、十パーセント以上）低減させることとすることができるものとする。

(5) 商品の販売若しくは役務の提供の著しい効率化

法第二條第十一項第二号ハの商品の販売又は役務の提供を著しく効率化することとは、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、一単位当たり販売費の算定が困難と認められる場合にあつては、当該商品又は役務の提供に係る販売費及び一般管理費の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上低減させることとすることができるものとする。

(6) 生産に係る費用の相当程度低減

法第二條第十一項第二号ニの商品の生産に係る費用を相当程度低減することとは、当該商品に係る一単位当たりの製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(3) 新たな需要の相当程度開拓

法第二條第十二項第二号の事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二條第十一項第二号イ、ロ、ハ又はニのいずれかを行い、かつ、当該特別事業再編計画の終了年度における当該事業活動に係る当該商品又は当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去三事業年度における当該商品又は当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から五以上上回ることをいうものとする。

(4) 中核的事业の割合の相当程度増加

法第二條第十二項第二号ハの中核的事业の売上高等の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合とは、(i)の場合とする。ただし、当該事業者の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二條第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が多く存在するなど事務負担が大きく、(i)による計算を行うことが困難な場合においては(ii)の場合とすることができる。なお、(ii)において事業者に子会社がある場合の計算において、事業者が連結財務諸表を作成している場合には連結財務諸表における売上高等を用いることができる。他の会社等に子会社がある場合の計算においても同様とする。

(i) 特別事業再編計画の実施により、①の値が②の値を三以上上回ることが見込まれる場合

① 他の会社又は外国法人（以下この(4)において「他の会社等」という。）が関係事業者又は外国関係法人（以下この(4)において「関係事業者等」という。）となった後における、当該事業者の中核的事业の売上高等の額（当該事業者の子会社及び関係事業者等となった当該他の会社等の中核的事业の売上高等の額に株式保有割合（当該事業者が保有する株式（その子会社が保有するものを含む。）の数を発行済株式総数で除した値をいう。以下この(4)において同じ。）を乗じた額を含む。）を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社及び関係事業者等となった当該他の会社等の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を含む。）で除した値を百分率で表した値

② 特別事業再編計画の開始の直前の事業年度における、当該事業者の中核的事业の売上高等の額（当該事業者の子会社の中核的事业の売上高等の額に株式保有割合を乗じた額を含む。）を当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を含む。）で除した値を百分率で表した値

(ii) (i)による計算を行うことが困難な場合であつて、特別事業再編計画の実施により、①の値が②の値を三以上上回ることが見込まれる場合

① 他の会社等が関係事業者等となった後における、当該事業者の中核的事业の売上高等の額（当該事業者の子会社（当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社を除く。）の中核的事业の売上高等の額を含む。）に当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社の中核的事业の売上高等の額に株式保有割合を乗じた額を加算して得た額を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社（当該他の会社等を除く。）の全ての事業の売上高等の額を含む。）に当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を加算して得た額で除した値を百分率で表した値

② 特別事業再編計画の開始の直前の事業年度における、当該事業者の中核的事业の売上高等の額（当該事業者の子会社の中核的事业の売上高等の額を含む。）を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社の全ての事業の売上高等の額を含む。）で除した値を百分率で表した値

- (2) 特別事業再編を行う場所の住所 *6
東京都千代田区〇〇一丁目1番1号
P株式会社 本社
- 愛知県名古屋市〇〇一丁目1番1号
P株式会社 愛知工場
- 東京都千代田区〇〇一丁目1番1号
株式会社T 本社
- (3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項 *7
関係事業者又は外国関係法人が行う措置を実行しない
- (4) 特別事業再編として実施するための措置のうち、構造変更の内容
別表1のとおり
- (5) 特別事業再編として実施するための措置のうち、新たな需要の相当程度の開拓に
関する内容
別表1のとおり
- (6) 特別事業再編において対価として交付する株式 *8
別表2のとおり
- (7) 特別事業再編に伴う設備投資の内容
別表3のとおり
- (8) 不動産の譲受け、取得又は譲渡の予定 *9
別表4のとおり

6. 特別事業再編を行う場所の住所

この住所の欄には、実際に事業を行っている住所を記載する。

なお、計画に密接に関連する事業所・営業所について記載するが、この住所が多数にわたる場合には認定事業者の本店所在地のみの記載でも良い。

7. 関係事業者・外国関係法人に関する事項

特別事業再編計画では、計画を実行する上で重要な役割を果たす子会社を「関係事業者」として、また外国法人であって同様の役割を果たす子会社を「外国関係法人」として計画に含めることが可能であり、関係事業者及び外国関係法人を計画に含める場合には、その旨の記載を要する。

関係事業者や外国関係法人についても、認定事業者（申請者）とほぼ同様の支援措置の適用を受けられる。また、略式組織再編の特例を利用する際に当該関係事業者が特定関係事業者に該当する場合にはその旨記載する。

○法 第二条（定義）

8 この法律において「関係事業者」とは、事業者であって、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

9 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人（新たに設立されるものを含む。）であって、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

第二十三条（事業再編計画の認定）

4 事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

○規則

（関係事業者に関する主務省令で定める関係）

第三条 法第二条第八項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者が有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員又は職員が占める関係（ロに該当するものうち、当該事業者が第三の事業者（当該事業者及び当該他の事業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）と共同して金銭以外の資産の出資により設立した当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を当該事業者及び当該第三の事業者が有する場合には、当該他の事業者の役員又は職員の総数のうちに当該事業者の役員又は職員が占める割合が、当該他の事業者の役員又は職員の総数のうち他のいずれか一の事業者の役員又は職員が占める割合以上である関係）

イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該事業者が有していること。

ロ 当該事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

三 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を、子会社（事業者が第一号に規定する関係又は前号イ若しくはロに該当し、かつ、役員又は職員の総数の二分の一以上を当該事業者の役員又は職員が占める関係を有している他の事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は子会社及び当該事業者が有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員又は職員が占める関係

イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を子会社又は子会社及び当該事業者が有していること。

ロ 子会社又は子会社及び当該事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

（外国関係法人に関する主務省令で定める関係）

第四条 法第二条第九項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 外国法人の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を事業者が有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者（以下この条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を事業者の役員又は職員が占める関係

イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が有していること。

ロ 当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額以上であること。

三 外国法人の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該事業者が有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係

イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が有していること。

ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額以上であること。

8. 特別事業再編において対価として交付する株式

特別事業再編により交付することを見込む申請事業者の株式の数等を記載する。

○指針

四特別事業再編の実施方法に関する事項

イ特別事業再編の定義に関する事項

(2)特別事業再編における対価の額

法第二条第十二項第一号の対価の額とは、法第二条第十二項第一号イ又はロに掲げる措置を行うため計画申請時において交付を見込んでいる当該事業者の株式の数に、その株式一株当たりの時価に相当する額を乗じて得た額とする。

9. 不動産の譲受け、取得又は譲渡の予定

合併、分割、事業譲渡により移転する不動産について、別表4に記載する。

なお、合併、分割、事業譲渡時の不動産の登録免許税の軽減措置を希望する場合、記載がないと措置を受けることが出来ない。

3. 特別事業再編の実施時期

(1) 特別事業再編の開始時期及び終了時期 ***10**

開始時期：2019年8月

終了時期：2022年3月

(2) 毎事業年度の実施予定

別表5のとおり

4. 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 必要な資金の額及び調達方法の概要 ***11**

P社の設備投資関連資金については、新規事業開始にあたり新たに金融機関から50億円を借入によって調達する予定である。

(2) 必要な資金の額及び調達方法

別表6のとおり

5. 特別事業再編に伴う労務に関する事項 ***12**

(1) 特別事業再編の開始時期の従業員数（2019年6月末時点）

P(株) 5000名

(株)T 100名

(2) 特別事業再編の終了時期の従業員数

P(株) 5025名

(株)T 125名

(3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数

P(株) 5025名

(株)T 125名

(4) (3)中、新規に採用される従業員数

P(株) なし

(株)T 50名

(5) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人員数 15名

転籍予定人員数 10名

解雇予定人員数 なし

6. その他 ***13**

別表7のとおり

10. 特別事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期は、認定が見込まれる時期以降となる（任意）。したがって、申請日以前の期日を開始時期とすることはできない。終了時期は、開始時期から3年（36月）以内（当該特別事業再編計画に認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあつては、5年（60月）以内）であれば、事業の計画の内容に従って任意に設定が可能。

11. 必要な資金の額及び調達方法の概要

計画の実施に必要な資金について、概要を記載する。必要な資金がわずかである場合やほぼすべてを自己資金でまかなう場合には、記載を簡略化することも可能。

12. 特別事業再編に伴う労務に関する事項

計画中の従業員数の推移及び労働条件の変更等について記載する。なお、本申請書に記載する従業員数は、添付書面に記載の従業員数と同じ数字を記載する。

関係事業者や外国関係法人がある場合は、当該法人ごとに記載し、その合計人数も記載する。（添付書面7-（2）従業員数の推移表と整合的に記載する。）

(1)には、それぞれの会社ごとに、開始時点における会社全体（事業部門単位でも可）の従業員数を記載する。（申請時点で把握している直近の従業員数を記載する。）

(2)には、生産性の向上の目標年度（計画の認定日以後3年を経過する日を含む事業年度まで）終了時点での(1)の従業員数の予定数を記載する。

(3)には、(2)のうち特定事業再編に関する従業員数を記載する。このケースでは、会社全体の取組であるため、(2)と同じ数になっている。

（この項目は、たとえば計画の対象となる事業以外にも幅広く事業を行っている場合、計画に関係する事業部門の従業員数を記載するための項目である。）

(4)では、(3)のうち、計画期間中に新規に採用する従業員数を記載する。

（事業譲渡などのケースで、計画に伴って承継する従業員数は含まない。）

(5)では、出向、転籍、解雇の予定人員数を記載する。また、希望退職を募集する場合には、別途、その予定人員数を記載する。

13. その他

計画の認定にあたって、公正取引委員会への協議が必要な場合（令第4条第1項及び第2項に該当する場合）には、①計画に従って措置を行う事業者の国内売上高合計額、②事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況、を記載する。

※令第4条第1項に該当する場合

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）」様式第4号、様式第5号又は様式第8号～様式第12号

○法

第二十七条（公正取引委員会との関係）

主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定（第二十四条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合又は特別事業再編計画について第二十五条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従って行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従って行おうとする特別事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手続の迅速かつ確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特別事業再編計画であつて主務大臣が第二十三条第一項の認定又は第二十五条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないう、相互に緊密に連絡するものとする。

○令

第四条（公正取引委員会との協議）

法第二十八条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該事業再編関連措置（法第二十七条第一項に規定する事業再編関連措置をいう。以下この条において同じ。）が、事業者が当該事業再編関連措置を行うに際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定により届け出なければならないものである場合

二 当該事業再編関連措置が、二以上の事業者により共同して行われるものであつて、当該事業者のうち、いずれか一の事業者に係る国内売上高合計額（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。）が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の事業者に係る国内売上高合計額が五十億円を超える場合（当該事業再編関連措置を行おうとする全ての事業者が同一の企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属する場合を除く。）

別表1

1. 特別事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第12項第1号の要件		
<p>イ 他の会社の株式又は持分の取得(当該取得により当該他の会社と関係事業者となる場合に限る。)</p>	<p><公開買付けによるT社株式の取得></p> <p>①対象会社 名称：株式会社T 住所：東京都千代田区〇〇一丁目1番1号 代表者：代表取締役社長YY YY 資本金：5千万円</p> <p>②取得する株式会社Tの株数：7,000,000株(予定)</p> <p>③取得後における株式会社Tへの出資割合：100% (予定)</p> <p>④派遣する役員数(割合)：未定</p> <p>⑤取得期日：2019年10月8日(予定)</p> <p><株式の取得に際しての新株の発行(出資の受入れ)></p> <p>⑥出資の受入れの方法 T社株主より現物出資の受入れ(新株の発行・簡易手続)</p> <p>⑦現物出資財産の内容等 T社株式5株につき新株を1株発行</p> <p>⑧株式発行前の資本金：150億円</p> <p>⑨株式発行額：13億円(予定)(うち6.5億円を資本金へ組み入れ) ※公開買付けにより、上限まで株式を取得した場合の額(総株主の議決権の3分の2を取得した場合の株式発行額は8.6億円(うち4.3億円を資本金へ組み入れ))</p> <p>⑩発行予定日：2019年10月8日</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p> <p>租税特別措置法第37条の13の3、第66条の2の2、第68条の86(特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>法第32条(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例)</p>
法第2条第12項第2号の要件		
<p>法第2条第12項第2号イによる新たな需要の相当程度の開拓</p>	<p>完全子会社化後、両社の経営資源を合わせつつ、自社が製造する産業機械の高付加価値化を図る。両社は、2年前から更なる省人化・自動化やデータ連携によるサプライチェーンの高度化を可能にする産業機械の共</p>	

別表1 特別事業再編の措置の内容

事業の構造の変更及び新たな需要の相当程度の開拓の内容について記載する。また、場合によっては記載内容の蓋然性について、別途補足する書面を提出いただくことがあります。

左の列：計画で実施する行為類型を記載する。

中央の列：様式第二十五の注記にある記載要領に従って記載する。

右の列：申請段階において期待する本法に基づく支援措置（出資については申し込んでいるもの）について、該当する条文とその見出しを記載する。

【記載例】

登録免許税：租税特別措置法第80条1項（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例

：租税特別措置法第37条の13の3、第66条の2の2、第68条の86

検査役の調査：法第28条（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

法第29条（株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例）

略式組織再編等：法第30条（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

株式の併合：法第31条（株式の併合に関する特例）

株式対価M&A：法第32条（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例）

スピンの円滑化：法第33条（剰余金の配当に関する特例）

事業譲渡の催告：法第34条（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

債務保証：法第36条（中小企業基盤整備機構による債務保証）

長期・低利の大規模融資：法第37条（事業再編円滑化促進業務）

・・・等

○規則

様式第二十五（記載要領）

別表1（注）

1. 特別事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。
2. 実施する措置の内容のうち、法第2条第12項第1号の要件に係る事項については、該当する欄に次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を記載すること。
 - (1) 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
 - (2) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
3. 実施する措置の内容のうち、法第2条第12項第2号の要件に係る事項については、法第2条第12項第2号イ、ロ又はハの該当する欄に次の事項を記載する。
 - (1) 法第2条第11項第2号イ、ロ、ハ又はニに掲げる措置の内容
 - (2) 法第2条第12項第2号イ、ロ又はハに掲げる措置の内容

	<p>同研究開発を行っており、既に実証実験を開始している。これから本格的に製品化に取り組む予定。この製品の大きな特長は、顧客企業において、これまで人手に頼らざるを得なかった工程について、ディープラーニングを活用することにより、自らその工程の学習を行うことで、製造ラインの更なる自動化、またサプライチェーン内の企業との稼働データの共有を通じた受発注の自動化等も可能となる。この製品の生産に必要な製造ラインの設備増強を図るため、同社の愛知工場内において50億円規模の設備投資を行い、2019年中に新商品を販売する予定である。</p> <p>本製品については、特に人手不足に悩んでいる国内の製造業が規模を問わず興味を示しており、既に高い注目を集めているところである。加えて、これまで培ったネットワークなどを活用し、需要拡大を図るとともに、今後の市場拡大に応じて生産能力を増強していく予定である。</p> <p>これらにより、2021年度までに製造ラインの次世代化に係る製品の売上高を同社の全売上高の6.1%まで成長させる。また、当該製品売上高伸び率を、過去3事業年度の産業機械市場全体の売上高伸び率に比べて5.7%ポイント以上上回ることを目標とする。</p>	
--	--	--

2. 任意的記載事項の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>ト 他の会社の株式又は持分の取得(当該他の会社関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社関係事業者となる場合に限る。)</p>	<p><株式等売渡請求によるT社株式の取得> ※公開買付けによりT社の総株主の議決権の3分の2以上を所有するに至ったがT社の発行済株式の全てを取得できなかった場合</p> <p>①対象会社 名称：株式会社T 住所：東京都千代田区〇〇一丁目1番1号 代表者：代表取締役社長YY YY 資本金：5千万円</p> <p>②取得する株式会社Tの株数：未定</p> <p>③取得後における株式会社Tへの出資割合：100%</p> <p>④派遣する役員数（割合）：未定</p> <p>⑤取得期日：未定</p>	<p>法第30条(特別支配会社への事業譲渡等に関する特例)</p>

別表1 2. 任意的記載事項の内容

特別事業再編計画には、任意的記載事項として、株式のみを対価として対象会社を関係事業者化し、その後に対象会社株式の追加取得や、当該対象会社とは別の会社の株式取得等（法2条11項1号イ～ウに掲げる措置）を行う場合も特別事業再編計画に含めることができる。また、場合によっては記載内容の蓋然性について、別途補足する書面を提出いただくことがあります。

左の列：計画で実施する行為類型を記載する。

中央の列：様式第二十五の注記にある記載要領に従って記載する。

右の列：申請段階において期待する本法に基づく支援措置（出資については申し込んでいるもの）について、該当する条文とその見出しを記載する。

【記載例】

登録免許税：租税特別措置法第80条1項（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例

：租税特別措置法第37条の13の3、第66条の2の2、第68条の8 6

検査役の調査：法第28条（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

法第29条（株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例）

略式組織再編等：法第30条（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

株式の併合：法第31条（株式の併合に関する特例）

株式対価M&A：法第32条（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例）

スピノフの円滑化：法第33条（剰余金の配当に関する特例）

事業譲渡の催告：法第34条（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

債務保証：法第36条（中小企業基盤整備機構による債務保証）

長期・低利の大規模融資：法第37条（事業再編円滑化促進業務）

・・・等

○規則

様式第二十五（記載要領）

別表1（注）

4. 実施する措置の内容のうち、任意的記載事項に係る措置については、該当する欄に次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を記載すること。

- 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。
- 会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。
- 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。
- 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。
- 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
- 事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
- 出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。
- 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
- 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該外国法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
- 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
- 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
- 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第8条第1項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。
- 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表2

特別事業再編において対価として交付する株式に関する事項

<p>① 第2条第12項第1号イ又はロに掲げる措置を行うため交付することを見込む申請事業者の株式の数</p>	<p>1,400,000株</p>
<p>② 当該株式の一株当たりの時価に相当する額</p>	<p>・当該株式の一株当たりの時価に相当する額：930円</p> <p>・算定根拠：P社株式の東京証券取引所市場第一部における2019年6月28日の直近3カ月間の株価終値単純平均値</p>
<p>③ (特別事業再編を実施するため他の会社又は外国法人の株式又は株式に類似するものを取得する場合) 取得を見込む他の会社又は外国法人の株式又は株式に類似するもの(以下「取得見込株式」という。)の数及び取得見込株式の一株を取得するのと引替えに交付する申請事業者の株式の数</p>	<p>・取得見込株式の数：7,000,000株</p> <p>・取得見込株式の数の算定根拠：買付予定数の上限を設定しない公開買付けによるため、本件公開買付けにより取得するT社株式の最大数。当該最大数は、T社が2019年6月26日に提出した有価証券報告書に記載された2019年5月31日現在の発行済株式総数。</p> <p>・取得見込株式の一株の取得の対価として交付する見込みの申請事業者の株式の数：0.2株</p>
<p>④ (特別事業再編を実施するため他の会社又は外国法人の持分又は持分に類似するものを取得する場合) 取得を見込む他の会社又は外国法人の持分又は持分に類似するもの(以下「取得見込持分」という。)の出資口数又は出資価額</p>	<p>—</p>

別表2

特別事業再編において対価として交付する株式に関する事項の内容を記載する。

○規則

様式第二十五 (記載要領)

別表2 (注)

1. ②には、第2条第12項第1号イ又はロに掲げる措置を行うため交付することを見込んでいる申請事業者の株式の一株当たりの時価に相当する額や、その算定の根拠となる内容を記載すること。
2. ③及び④については、該当する欄に次の事項を記載する。
 - (1) ③には、取得見込株式の数及び取得見込株式の数の算定根拠並びに取得見込株式の一株の取得の対価として交付する見込みの申請事業者の株式の数を記載すること。
 - (2) ④には、取得見込持分の出資口数又は出資価額及び当該出資口数又は当該出資価額の算定根拠並びに取得見込持分の一口又は一定額の出資価額の取得の対価として交付する見込みの申請事業者の株式の数を記載すること。

別表 3

特別事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
2019年度	5,000	機械装置	1	5,000	5,000	研究開発	愛知工場
2020年度	-	-	-	-	-	-	-
2021年度	-	-	-	-	-	-	-
合計額	5,000						

(設備投資の概要)

2019年度 新商品の生産に係る製造ラインの設備増強のための新規投資

別表3

計画期間中に予定している当該計画に係る設備投資の内容を記載する。

事業者ごとにそれぞれ記載する。

また、設備投資の概要について、下の空欄に記載する（様式は自由）。

別表 4

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1	該当なし			
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1	該当なし			
2				
3				

別表4

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容を記載する。

合併、分割、事業譲受け時に取得した不動産の登録免許税の軽減措置を希望する場合には記載が必要である。

なお、記載事項が含まれているのであれば、既存のリストで代用することも可能。

○規則

様式第二十五 別表4（注）

譲受け又は譲渡について、その他に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表 5

特別事業再編の実施時期

年 度	実 施 内 容
2019年度	8月 公開買付け・株式の発行についての取締役会決議 10月 株式会社Tの子会社化 12月 愛知工場に設備の据付完了・稼働開始
2020年度	8月頃 サプライチェーンの高度化を可能にする産業機械の試作販売開始
2021年度	4月頃 サプライチェーンの高度化を可能にする産業機械の本格販売開始 サプライチェーンの高度化を可能にする産業機械の売上高を同社の全売上高の6.1%まで成長させる。また、当該製品売上高伸び率を、過去3事業年度の産業機械市場全体の売上高伸び率に比べて5.7%ポイント以上上回ることを目標とする。

別表 6

特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額 設備投資額		ABC銀行 5,000			5,000	

別表5

実施時期について、時系列で記載する。

なお、事業の構造の変更だけではなく、新たな需要の相当程度の開拓の取組内容（新商品の発売時期などのスケジュールを含む）についても、時期を明示して記載する。

最終年度には、需要開拓の取組の概要及び目標値を記載する。

別表6

必要な資金の額と、その調達方法を記載する。

なお、指定金融機関からの出資や融資、中小企業基盤整備機構による債務保証などの金融支援を希望する場合には、この記述に基づいて「備考」等に詳細を記載する。

○規則

様式第二十五 別表6（注）

1. 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
2. 法第35条の規定の適用を受ける投資事業有限責任組合から資金を調達する場合には、当該組合の名称、並びに当該組合における外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（法第35条第1項に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有の割合について、特別事業再編計画の実施期間が終了し、又はその計画が取り消された時に、当該組合の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十未満となるための措置を「備考」に記載する。
3. 社債又は資金の借入れについて法第36条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
4. 本施行規則第17条第3項に規定する特別事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合には、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表7

1. 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

(単位:百万円)

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称	P株式会社	株式会社T
国内売上高合計額	○○○ (2019年3月期現在)	●●● (2019年3月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠	連結 (内訳) P株式会社 ▲▲ Q株式会社 ××	単独

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

商品又は役務の種類【産業機械製造業】 事業地域【日本】

同業者の中において占める地位	名称	市場占拠率	第1位との格差	備考
第1位	●●	17.3%	—	
第2位	●●	10.7%	6.6%	
第3位	●●	10.6%	6.7%	
第3位	●●	10.6%	6.7%	
第5位	●●	7.6%	9.7%	
第15位	企業結合集団甲	1.4%	15.9%	甲
第21位	企業結合集団乙	0.8%	16.5%	乙
第9位	●●	2.2%	15.1%	
全事業者数 140社以上				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【●●白書2018年】				

別表7

計画の認定にあたって、公正取引委員会への協議が必要な場合（令第1項及び第2項に該当する場合）には①計画に従って措置を行う事業者の国内売上高合計額、②事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況、を記載する。

※令第4条第1項に該当する場合

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）」様式第4号、様式第5号又は様式第8号～様式第12号。

○法

（公正取引委員会との関係）

第二十七条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定（第二十四条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合又は特別事業再編計画について第二十五条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従って行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従って行おうとする特別事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

二 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

三 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特別事業再編計画であって主務大臣が第二十三条第一項の認定又は第二十五条第一項の認定をしたものに従ってする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

○令

（公正取引委員会との協議）

第四条 法第二十七条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該事業再編関連措置（法第二十七条第一項に規定する事業再編関連措置をいう。以下この条において同じ。）が、事業者が当該事業再編関連措置を行うに際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定により届け出なければならないものである場合

二 当該事業再編関連措置が、二以上の事業者により共同して行われるものであって、当該事業者のうち、いずれか一の事業者に係る国内売上高合計額（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。）が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の事業者に係る国内売上高合計額が五十億円を超える場合（当該事業再編関連措置を行おうとする全ての事業者が同一の企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属する場合を除く。）

別表 8

特別事業再編に伴う二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

<p>① (二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載) 当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容</p>	<p>該当なし</p>
<p>② (法第30条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる行為又は同条第5項の株式等売渡請求(以下別表8において「事業譲渡等」という。)について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載) 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容</p>	<p>申請日現在においてT社はP社の子会社ではなく、P社による公開買付けは支配株主による公開買付けに該当しないが、P社はT社を完全子会社化することを企図しており、必ずしもT社の少数株主と利害が一致しない可能性がある。これを踏まえ、P社による公開買付け及び株式等売渡請求を含むT社の完全子会社化を目的とした一連の取引の公正性を担保しつつ利益相反を回避する観点から、公開買付けの開始までの間に、以下のような措置を実施する。</p> <p>①P社における独立した第三者算定機関からのT社株式に係る株式価値算定書の取得 P社は、公開買付け価格を決定するに当たり……</p> <p>②……</p> <p>③……</p> <p>④……</p> <p>⑤……</p>

別表 9

特別事業再編に伴う法第31条第1項に規定する株式の併合の内容

<p>① 資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容</p>	<p>該当なし</p>
<p>② 一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容</p>	<p>該当なし</p>

別表8

特別事業再編に伴う二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行う場合、当該計画に関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容、を記載する。

○規則

様式第二十五 別表8 (注)

①には、二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。

②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表9

特別事業再編に伴い、法第31条第1項に規定する株式の併合を行う場合について、その内容を記載する。

○規則

様式第二十五 別表9 (注)

①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表 1 0

特別事業再編に伴う法第 3 2 条第 1 項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

<p>① (公開買付け(金融商品取引法(昭和 2 3 年法律第 2 5 号)第 2 7 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表 1 0 において同じ。)の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載) 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限</p>	<p>4, 666, 667 個</p>
<p>② (公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載) 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限</p>	<p>該当なし</p>
<p>③ ①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合</p>	<p>3分の2 ※公開買付けにおいて、議決権保有割合が3分の2以上となるように金融商品取引法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号に規定する条件を付す</p>
<p>④ 法第 3 2 条第 1 項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数</p>	<p>1, 400, 000 株</p>
<p>⑤ 法第 3 2 条第 1 項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数</p>	<p>該当なし</p>

別表 1 1

特別事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

<p>① 特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程</p>	<p>該当なし</p>
<p>② 事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由</p>	<p>該当なし</p>

別表10

特別事業再編に伴う法第32条第1項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を記載する。

○規則

様式第二十五 別表10 (注)

1. ①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合において、金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。
2. ②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。
3. 公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。
4. 公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。
5. ⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表11

スピノフに係る特例を利用する場合、特別事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。

○規則

様式第二十五 別表11 (注)

①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第1項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等とその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあつてはその旨、当該場合以外の場合にあつてはその旨及びその理由も記載する。

添付書面

1-(1)	定款の写し
1-(2)	登記簿謄本
2-(1)	事業報告の写し
2-(2)	貸借対照表
2-(3)	損益計算書
3-(1)	生産性の向上について
3-(2)	財務内容の健全性の向上について
4	買収対価の額が余剰資金の額を上回ることについて
5	新事業活動について
6	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について
7-(1)	従業員の地位について
7-(2)	従業員数の推移表
8	暴力団排除に関する誓約事項
9	特定株式等取得の対価の相当性について
10	株式等売渡請求に係る対価の相当性について
補足-1	経営資源の一体的活用について
補足-2	過剰供給構造の判定

1 (1)「定款の写し」

(2)「登記簿謄本」

2 (1)「事業報告の写し」

(2)「貸借対照表」

(3)「損益計算書」

これらの書類は、申請者のものを添付する。

貸借対照表と損益計算書は、会社法で定める計算書類ベースのものを提出する。有価証券報告書で代用することも可能。

また、これらの書類は申請者などが現に事業を行っている事業者であるかを確認するものであるため、直近の確定決算に基づく書類を添付すれば良い（決算短信ベースなどの簡略なもの、未確定なものは原則認められないが、決算短信を使用する方が前年度の確定決算値よりもより実態に即しているなど特別な事由がある場合には個別に要相談）。

3 (1)「生産性の向上について」

(2)「財務内容の健全性の向上について」

4 「買収対価の額が余剰資金の額を上回ることについて」

5 「新事業活動について」

6 「計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について」

7 (1)「従業員の地位について」

(2)「従業員の推移表」

8. 「暴力団排除に関する誓約事項」

9. 「特定株式等取得の対価の相当性について」

10. 「株式等売渡請求に係る対価の相当性について」

補足-1 経営資源の一体的活用について

補足-2 過剰供給構造の判定

※債権放棄を含む計画の場合、追加の提出書類がある。（規則第17条第4項参照）

○規則

第十七条（特別事業再編計画の認定の申請）

法第二十五条第一項の規定により特別事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項において「申請者」という。）は、様式第二十五による申請書及びその写しの写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 当該事業者（特別事業再編計画に現に事業を営んでいる関係事業者又は外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該関係事業者又は当該外国関係法人を含む。以下この項において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 当該事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 当該特別事業再編計画を実施することにより、生産性が著しく向上することを示す書類

四 当該特別事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

五 当該事業者による他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価の額が、当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回ることを示す書類

六 法第二条第十二項第二号イ、ロ又はハのいずれかに該当する事業活動を行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓する新事業活動であることを示す書類

七 当該特別事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

八 当該特別事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類

九 当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ロ 法人でその役員のうちイに該当する者があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 法第二条第十二項第二号ハに掲げる事業活動を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、中核的業務の売上高その他の経済産業省令で定める指標（以下この項において「売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての業務の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれることを示す書類を添付しなければならない。

4 特別事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十九条第三項及び第五十四条第三項において「特別事業再編に係る資金計画」という。）を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、第二項各号及び第三項に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特別事業再編に係る資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書

二 特別事業再編債権者（特別事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第五十四条第三項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三 個々の特別事業再編債権者の債権放棄額及び特別事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類

四 特別事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類

五 減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類

六 当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第五十四条第三項において「特別事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

5 第一項の認定の申請に係る特別事業再編計画の実施期間は、三年（当該特別事業再編計画に認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあつては、五年）を超えないものとする。

生産性の向上について

(生産性向上指標算定シート)

3 (1) 生産性の向上について

スタート時点（基準年度）と将来（計画終了時点を含む最終決算期までの各事業年度）において生産性が向上する根拠を示す。

根拠となる資料がない場合には、必要項目の数値を記入することで自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している（経済産業省のホームページからダウンロード可能）

なお、生産性の向上の数値目標の計算方法は以下のとおり。このうち何れかの指標を選択して具体的な数値目標を設定することとなるが、基本となる3つの指標（下記指針一イ（1）～（3））の全てを算出し、選択指標以外についても参考値として算出すること。

○指針

三 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

イ 特別事業再編による生産性の向上に関する目標

特別事業再編による生産性の向上に関する目標は、特別事業再編計画の対象となった事業単位の計算において、次のいずれかとする。

- (1) 特別事業再編計画の終了年度における減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産金額で除した値を百分率で表した値が、特別事業再編計画の開始の直前の事業年度（以下この号において「基準年度」という。）における当該値より三以上改善していること。
- (2) 特別事業再編計画の終了年度における有形固定資産回転率の値が、基準年度における有形固定資産回転率の値より十パーセント以上改善していること。
- (3) 特別事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より十二パーセント以上改善していること。
- (4) (1)から(3)までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

九 備考

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 本文一イ及び三イの各項目の計算方法

(i) 有形固定資産回転率

$$\text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

(ii) 付加価値額

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

財務内容の健全性の向上について
(有利子負債／CF)

(キャッシュフロー10倍シート)

3 (2) 財務内容の健全性の向上について (有利子負債/CF)

計画終了年度 (計画終了時点を含む事業年度) における数値を記入し、その根拠を示す。なお、生産性の向上に関する指標と同様に自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している (経済産業省のホームページからダウンロード可能)。

認定事業者毎に作成。原則、関係事業者も参考として提出すること。

○指針

九 備考

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(2) 本文一ロ (1) 及び三ロ (1) の各項目の計算方法

(i) 有利子負債

有利子負債 = 借入金 + 社債 + リース債務

(ii) 運転資金

運転資金 = 売上債権 + 棚卸資産 - 仕入債務

ただし、上記計算において、売上債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権 (延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。) を、売上債権に準ずるものとみなす。

(iii) 信用度の高い有価証券等

本文一ロ (1) 及び三ロ (1) 中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

① 「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

1 国債及び地方債

2 政府保証債 (その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券)

3 特殊債 (政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券)

4 金融債

5 格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券及び株式 (日本国外において発行されているものを含む。)

6 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債

7 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、並びに証券取引所上場会社の発行している非上場株式

8 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券 (日本国外において発行されているものを含む。)

9 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券

10 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの (州政府等)

及び地方公共団体の発行する債券

11 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券

12 その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、5から11までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株式の発行会社の財務内容及び事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合 (例えば、日本国外において発行された債券の発行地の政府が、当該債券についてデフォルトを行った場合等) は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合においては、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

② 評価額の計算方法

①1から12までに掲げた資産の評価額の計算方法は、次の1から5までに掲げる資産の種類ごとに、それぞれに定める方法とする。

1 国債 時価評価額に九十五パーセントを乗ずること。

2 政府保証債 時価評価額に九十パーセントを乗ずること。

3 株式 時価評価額に七十パーセントを乗ずること。

4 その他の債券 時価評価額に八十五パーセントを乗ずること。

5 ①12に掲げる資産 主務官庁の判断する方法によること。

(iv) 留保利益

留保利益 = 経常利益 - 法人税等 - 社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

① 「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて計算することができる。

② 「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

(v) 減価償却費

本文一ロ (1) 又は三ロ (1) 中の「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

(vi) 引当金

本文一ロ (1) 中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

① 賞与引当金

② 退職給付引当金

③ 特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

財務内容の健全性の向上について
(経常収支比率)

(経常収支比率シート)

3 (2) 財務内容の健全性の向上について（経常収支比率）

計画終了年度（計画終了時点を含む事業年度）における数値を記入し、その根拠を示す。なお、生産性の向上に関する指標と同様で自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している（経済産業省のホームページからダウンロード可能）。

認定事業者毎に作成。関係事業者も参考として提出すること。

○指針

九 備考

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(3) 本文一ロ(2又は三ロ(2))の各項目の計算方法

(i) 経常収入

経常収入＝売上高＋営業外収益－売上債権増加＋前受金増加＋前受収益増加－未収入金増加－未収収益増加

(ii) 経常支出

経常支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－仕入債務増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加（未払い税金含む）－未払費用増加－引当金増加（特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。）

なお、上記イ及びロの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額（減少した場合は当該減少額に－1を乗じた額）とする。

買収対価の額が余剰資金の額を上回ることについて

下記のとおり、T社の株式の取得に際しての買収対価の額（1,302百万円）は、当社の余剰資金の額（700百万円）を上回る。

・買収対価の額

(1) 交付見込みの当社株式数：1,400,000株

<算定根拠>

- ・取得見込株式の数：7,000,000株（買付予定数の上限を設定しない公開買付けによるため、本件公開買付けにより取得するT社株式の最大数。当該最大数は、T社が2019年6月26日に提出した有価証券報告書に記載された2019年5月31日現在の発行済株式総数。）
- ・取得見込株式の一株の取得の対価として交付する見込みの申請事業者の株式の数：
0.2株

(2) 当社株式の一株当たりの時価に相当する額： 930円

<算定根拠>

- ・当社株式の東京証券取引所市場第一部における2019年6月28日の直近3カ月間の株価終値単純平均値

$$\text{買収対価の額} = (1) \times (2) = \underline{1,302 \text{ 百万円}}$$

・余剰資金の額（当社の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところに算出される額）

※以下の(1)及び(2)は2019年3月期の貸借対照表による

(1) 現金及び預金

2,500百万円

(2) 事業の継続のために当面必要な運転資金

① + ② - ③ = 1,800百万円

① 売上債権 1,300百万円

② 棚卸資産 1,000百万円

③ 仕入債務 500百万円

(3) 計画に含まれる他の買収資金

該当なし

$$\text{余剰資金の額} = (1) - (2) - (3) = \underline{700 \text{ 百万円}}$$

4 買収対価が余剰資金を上回ることについて

様式は自由。当該特別事業再編における買収対価が原則申請事業者の直近の事業年度末の貸借対照表における余剰資金を上回ることについて、その内容を記載する。

$$\begin{aligned} \text{余剰資金} &= \text{現金預金} - \text{運転資金} - \text{計画に含まれる他の買収資金} \\ &\quad \parallel \\ &\quad (\text{売上債権} + \text{棚卸資産} - \text{仕入債務}) \end{aligned}$$

○法

第二条（定義）

12 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であって、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

イ他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

ロ外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

○経産省規則

（特別事業再編における経済産業省令で定めるところにより算出される額）

第四条の二 法第二条第十二項第一号の事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額は、法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画における法第二条第十二項第一号イ又はロに掲げる措置の実施の予定日（以下、この号において「実施予定日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度末（当該申請の日において、当該実施予定日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあつては、当該事業年度の前事業年度末とすることができ、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあつては、当該事業者の選択により、当該実施予定日の属する四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間をいう。）の直前の四半期会計期間末（当該申請の日において、当該四半期会計期間に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七に規定する四半期報告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあつては、当該四半期会計期間の前四半期会計期間末とすることができる。）とすることができる。）の貸借対照表（当該申請の日において設立の日の属する事業年度の確定申告書を提出すべき期限が到来しておらず当該貸借対照表を用いることができない事業者にあつては、成立時の貸借対照表）に計上されている現金及び預金の帳簿価額から売上債権の帳簿価額（売上債権のうち回収不能の売上債権がある場合にはその帳簿価額を控除した額）及び棚卸資産の帳簿価額（不良在庫がある場合にはその帳簿価額を控除した額）を減算し、仕入債務の帳簿価額を加算した額とする。

2 法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画に法第二条第十一項第一号イからホ（事業又は資産の譲渡を除く。）まで、又は同号ト若しくはリに掲げる措置が含まれるときは、前項の規定により算出した額から次の各号に掲げる額の合計額を減算することができる。

- 当該措置により取得する株式等（他の会社の株式若しくは持分又は外国法人の株式、持分若しくはこれらに類似するものをいう。）又は譲り受ける事業若しくは資産の代価として支払われる金銭の額
- 手数料その他当該株式等、事業又は資産の取得のために要する費用がある場合には、その費用の額

○指針

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(2) 特別事業再編における対価の額

法第二条第十二項第一号の対価の額とは、法第二条第十二項第一号イ又はロに掲げる措置を行うため計画申請時において交付を見込んでいる当該事業者の株式の数に、その株式一株当たりの時価に相当する額を乗じて得た額とする。

新事業活動について

当社販売製品に加え、「サプライチェーンの高度化を可能にする産業機械」の販売を開始する。この製品の大きな特長は、これまで人手に頼らざるを得なかった工程について、ディープラーニングを活用することにより、自らその工程の学習を行うことで、製造ラインの更なる自動化、またサプライチェーン内の企業との稼働データの共有を通じた受発注の自動化等も可能となる。

T社の有するディープラーニング等のデータ処理技術は世界的にも最先端の「革新的な技術」である。本計画の対象となる次世代製造ラインの開発・販売は、この技術を活用して行う「国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野」（法 22 条第 2 項第 5 号）の一つである「製品等の供給に係るプロセスの次世代化に関する事業分野」（指針五（3））における事業活動であり、法第 2 条第 12 項 2 号イの事業活動に該当する。

また、当該事業活動は、新商品の開発のうち、後述のように当該事業活動を通じて新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがない「新事業活動」（法 2 条 3 項、規則 2 条）にあたる。

この新事業活動を通じ、本計画における新商品の販売による、2021 年度の総売上高に対する比率を 6.1%とすることを目標とする。また、新たな需要の開拓として、当該製品売上高伸び率を、過去 3 事業年度の産業機械市場全体の売上高伸び率に比べて 5.7%ポイント以上上回ることを目標とする。

具体的には、・・・

※本資料には、「事業の分野又は方式の変更の内容」及び「新たな需要の開拓」に関する詳細説明について、下記のような点に留意しつつ記載する。

○ 新商品の場合

- ・当該商品の新規性（従来の商品と何が違うか）、
 - ・開発手法（どのような技術等を用いて開発を行うのか）、
 - ・商品化の進捗状況（現在どこまで開発が進んでいるか）、
 - ・拡販方法（営業相手先はどこか、需要見込みはどの程度か）、
- 等を踏まえ、詳細に記載する。

○ 新生産方式、新販売方式の場合

- ・当該方式の新規性（従来の方式と何が違うか、何が問題だったのか）、
- ・当該方式の採用によって期待される効果、具体的メリット
- ・製造原価や販売費削減との関連性

5 新事業活動について

特別事業再編計画において行う新事業活動について、その詳細な内容を記載する。

その記載中においては、次の事項についての説明を記載する。

- ①「新事業活動」（法2条3項、規則2条）であること
- ②法2条12項2号イ～ハのいずれかの事業活動を行うものであること
- ③②の事業活動を行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること（事業の分野又は方式の変更（法2条11項2号イ～二のいずれか）を行うことを含む。）

根拠数値についても、開始時点と終了時点の数値を明記し、計算方法などの詳細を記載する。適宜、記載内容を補足する書面を添付することも可能。

○法

第二条(定義)

- 3 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であって、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。
- 11 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- 一 (略)
 - 二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であって、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。
 - イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。
 - ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。
 - ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。
 - ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。
- 12 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- 一 (略)
 - 二 新事業活動であって、次に掲げる事業活動のいずれかを行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること。
 - イ前号イ又はロに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人となる外国法人(ロ及びハにおいて「関係事業者等」という。)の革新的な技術又は事業の実施の方式(商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。)を活用して行う事業活動であって、第二十二條第二項第五号に規定する事業分野におけるもの
 - ロ関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であって、第二十二條第二項第六号に規定する商品又は役務に係るもの
 - ハ関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であって、前号イ又はロに掲げる措置により中核的事業(当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいう。)の売上高その他の経済産業省令で定める指標(以下このハにおいて「売上高等」という。)の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合における当該中核的事業に係るもの

第二十二條

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 五 国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編に関し留意すべき事項
- 六 相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に関し留意すべき事項

○規則

(主務省令で定める新たな事業活動)

第二条

法第二条第三項の主務省令で定める新たな事業活動は、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性(資源生産性(エネルギーの使用又は鉱物資源の使用(エネルギーとしての使用を除く。))が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度(関係事業者に関する主務省令で定める関係)を害するおそれがないものをいう。をいう。)を含む。)の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう。

○経産省規則

(特別事業再編における経済産業省令で定める指標)

第四条の三 法第二条第十二項第二号ハの経済産業省令で定める指標は、売上高又は総資産とする。

※必要に応じて、写真や図などを用いて補足することも可。

※また、下記の推移表のように、基準年度から計画終了年度までの指標として採用した売上高や費用の推移を示すこと（別途添付する予測BS、PLを踏まえて作成）。

【売上高比率】

(単位：百万円)

	2018年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度 (目標)
全売上高	150,000	153,500	158,000	160,000
基準年度比伸び率	-	2.3%	5.3%	6.6%
新商品の売上高	0	249	5,070	9,828
新商品の全売上高比率	0.0%	0.2%	3.2%	6.1%

【過去3事業年度における産業機械製造業の売上高】

(単位：百万円)

	2015年度	2016年度	2017年度
産業機械製造業全体の 国内における売上高	19,800,637	19,950,473	19,986,476
対2014年度比売上高伸 び率	—	0.7%	0.9%

(出典：〇〇工業会「〇〇調査」)

○指針

二 事業再編の実施方法に関する事項

イ 事業再編の定義に関する事項

- (3) 生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の相当程度の変化
法第二条第十一項第二号イの生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させることとは、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額を全ての事業の売上高の十パーセント以上とすることをいうものとする。
- (4) 商品の生産の著しい効率化
法第二条第十一項第二号ロの商品の生産を著しく効率化することとは、当該商品に係る一単位当たり製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、当該商品に係る一単位当たりの材料費の低減が困難と認められる場合においては、製造原価から材料費を控除した額を十パーセント以上低減させることとすることができるものとする。また、商品一単位当たり製造原価の低減額の算定が困難と認められる場合においては、当該商品に係る売上原価の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上（売上原価から材料費を控除する場合においては、十パーセント以上）低減させることとすることができるものとする。
- (5) 商品の販売若しくは役務の提供の著しい効率化
法第二条第十一項第二号ハの商品の販売又は役務の提供を著しく効率化することとは、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、一単位当たり販売費の算定が困難と認められる場合においては、当該商品又は役務の提供に係る販売費及び一般管理費の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上低減させることとすることができるものとする。
- (6) 生産に係る費用の相当程度の低減
法第二条第十一項第二号ニの商品の生産に係る費用を相当程度低減することとは、当該商品に係る一単位当たりの製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(3) 新たな需要の相当程度の開拓

法第二条第十二項第二号の事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十一項第二号イ、ロ、ハ又はニのいずれかを行い、かつ、当該特別事業再編計画の終了年度における当該事業活動に係る当該商品又は当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限り。）が、過去三事業年度における当該商品又は当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から五以上上回ることをいうものとする。

(4) 中核的事業の割合の相当程度の増加

法第二条第十二項第二号ハの中核的事業の売上高等の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合とは、(i)の場合とする。ただし、当該事業者の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が多く存在するなど事務負担が大きく、(i)による計算を行うことが困難な場合においては(ii)の場合とすることができる。なお、(ii)において事業者の子会社がある場合の計算において、事業者が連結財務諸表を作成している場合には連結財務諸表における売上高等を用いることができる。他の会社等の子会社がある場合の計算においても同様とする。

(i) 特別事業再編計画の実施により、①の値が②の値を三以上上回ることが見込まれる場合

- ① 別の会社又は外国法人（以下この(4)において「他の会社等」という。）が関係事業者又は外国関係法人（以下この(4)において「関係事業者等」という。）となった後における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社及び関係事業者等となった当該他の会社等の中核的事業の売上高等の額に株式保有割合（当該事業者が保有する株式（その子会社が保有するものを含む。）の数を発行済株式総数で除した値をいう。以下この(4)において同じ。）を乗じた額を含む。）を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社及び関係事業者等となった当該他の会社等の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を含む。）で除した値を百分率で表した値
- ② 特別事業再編計画の開始の直前の事業年度における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社の中核的事業の売上高等の額に株式保有割合を乗じた額を含む。）を当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を含む。）で除した値を百分率で表した値
- (ii) (i)による計算を行うことが困難な場合であって、特別事業再編計画の実施により、①の値が②の値を三以上上回ることが見込まれる場合
- ① 別の会社等が関係事業者等となった後における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社（当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社を除く。）の中核的事業の売上高等の額を含む。）に当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社の中核的事業の売上高等の額に株式保有割合を乗じた額を加算して得た額を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社（当該他の会社等を除く。）の全ての事業の売上高等の額を含む。）に当該他の会社等及び当該他の会社等の子会社の全ての事業の売上高等の総額に株式保有割合を乗じた額を加算して得た額で除した値を百分率で表した値
- ② 特別事業再編計画の開始の直前の事業年度における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社の中核的事業の売上高等の額を含む。）を、当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額（当該事業者の子会社の全ての事業の売上高等の額を含む。）で除した値を百分率で表した値

五 国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編に関して留意すべき事項

イ 法第二十二條第二項第五号の国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野は、次の(1)から(5)までの事業分野とする。

(1) 健康、医療又は介護に関する事業分野

疾病予防、健康づくり、医療診療又は介護の自立支援等に関する社会課題に対応し、健康寿命の延伸を図るため、データ（ゲノム情報、データベース等）、人工知能、情報通信技術、ロボット、優れた技術シーズ等の活用により、健康、医療又は介護等に係る質の高い商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

(2) 移動の次世代化に関する事業分野

人又は物の移動の効率化又は高度化を図るため、データ、人工知能、情報通信技術、ロボット等の活用により、移動に係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

(3) 製品等の供給に係るプロセスの次世代化に関する事業分野

製品又はサービスの供給に係る企画、設計、資材調達、生産、物流、販売又は保守等の一連のプロセスの一部又は全部の効率化又は高度化を図るため、企業の枠を超えたデータ連携等により、製品等の供給に係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

(4) 快適なインフラ又はまちづくりに関する事業分野

インフラ設備の点検若しくは補修、防災対策又はまちづくり等においてデータ、人工知能、情報通信技術又はロボット等の活用により、快適な社会の創出を図るため、建設、建物若しくは設備の保守若しくは管理、防災又はまちづくりに係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

(5) 先端技術を活用した金融関連サービスに関する事業分野

利用者の利便性の向上、企業の資金調達力や生産性又は収益力の向上を図るため、データ、人工知能、情報通信技術等の活用により、送金、決済、資産運用又は資金調達等の金融関連サービスに係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

六 相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に関して留意すべき事項

イ 法第二十二條第二項第六号の相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務は、情報通信技術を活用する商品又は役務であって、次の(1)又は(2)のいずれかの特性を有していることにより相当数の事業者の事業活動に広く用いられるものとする。

- (1) 相当数の事業者の事業活動に不可欠であって、他社が供給する商品又は役務によって代替することが容易でないこと
- (2) 当該商品又は役務を利用する事業者又は消費者の数が増加することに応じて当該商品又は役務を利用する事業者の便益が相当程度増進されること

計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について

(様式自由)

6 計画の実施に必要な資金の用途及びその調達方法の内訳について

様式は自由。金融支援を希望する場合や資金調達スキームが複雑な場合などに、補足説明資料として添付する。

自己資金でほぼまかなう場合や、別表6において詳細な説明が記載されていれば、省略することも可能である。

従業員の地位について

2019 年 7 月 1 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

東京都千代田区〇〇一丁目1番1号
P株式会社
代表取締役 XX XX 印

2019 年 6 月 3 日、P株式会社 労働組合に対して、当社経営陣から今般の特別事業再編計画に関する内容について説明を行いました。

従業員の出向・転籍や雇用条件など計画の内容について質疑応答の後、特段異議はありませんでした。

----- (関係事業者分も別紙で提出) -----

従業員の地位について

2019 年 7 月 1 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

東京都千代田区〇〇一丁目1番1号
株式会社T
代表取締役 YY YY 印

2019 年 6 月 3 日、株式会社T 労働組合に対して、当社経営陣から今般の特別事業再編計画に関する内容について説明を行いました。

従業員の出向・転籍や雇用条件など計画の内容について質疑応答の後、特段異議はありませんでした。

7(1) 従業員の地位について

労使間で十分に話し合いを行った日付(年月日)を明示することが必要。労使交渉が複数回行われる場合は、全体スケジュールや簡潔な議事録などを参考添付することが望ましい。

なお、(労使間で)話し合いを行った日と申請日までの期間が、3ヶ月以上経過している場合は、その間に計画変更がなかったか、仮にあった場合はフォローアップが実施されたかどうか記載する。

計画に関係事業者や外国関係法人が含まれる場合には、当該事業者についても本書面を作成し、添付する必要がある。

また、話し合いの相手方としては、①労働組合、②従業員全員、または③従業員の代表者などを指す。その際②従業員全員と話し合いを行った場合は、欠席者の有無を記載し、欠席者がいる場合は、後日説明したことを明記する。③従業員の代表者と話し合いを行った場合は、代表者の氏名を記載する。(公開買付けにより株式を取得する場合等、添付が困難な場合は別途ご相談ください)

また、雇用の安定等に十分な配慮を行う旨を記載する。

※本書面は、審査中に、主務大臣から厚生労働省に協議することとなる

加えて会社分割制度に関しては、労働者保護の観点から、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号。以下「労働契約承継法」という。)、同法施行規則及び関係指針が定められているところ。また、事業譲渡および合併に関しては、新たに定められた事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針(平成28年厚生労働省告示第318号。以下「事業譲渡等指針」という。)が平成28年9月1日から適用されている。これらの内容は、以下URLのとおり。

※リーフレット・パンフレット・関係法令等、及び厚生労働省HPの内容についてのお問い合わせにつきましては、厚生労働省 労働基準局 労働関係法課(電話:03-5253-111(内線7742,7740))まで。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084655.html>

○法

(特別事業再編計画の認定)

第二十五条

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

五 当該特別事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

(雇用の安定等)

第三百三十五条

認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者(以下この条及び第三百三十九条において「認定事業者」という。)は認定事業再編計画又は特別事業再編計画を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○指針

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(3) 従業員の地位

法第二十五条第四項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該特別事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、当該特別事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

八 その他事業再編に関する重要事項

チ 労働者の理解と協力 法第三百三十五条第一項の労働者の理解と協力を得ることとは、当該事業再編又は特別事業再編に係る事業所における労働組合等と必要な合意を成立させること等協議により十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ることをいうものとし、法第二条第十一項第一号イ又はホ(事業の譲渡に限る。)に掲げる措置を行う場合にあつては、協議に当たって行政機関によって策定された関連する指針等を勘案するものとする。

従業員の推移表

※エクセルファイルの様式を参照のこと

7(2) 従業員数の推移表

計画期間中の、従業員数の推移について、その内訳を記載する（エクセルのテンプレートに記入する）。

これは、申請書本文中に記載する「5. 労務に関する事項」の数字の根拠となる。

なお、計画の実態にあわせて表を変更しても良い。

※本書面は、審査中に、主務大臣から厚生労働省に協議することとなる。

誓約書
(ひな型)

2019 年 6 月 3 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

東京都千代田区〇〇一丁目1番1号
P株式会社
代表取締役 XX XX 印

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、次のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 暴力団員等
2. 法人でその役員のうち1. に該当する者があるもの
3. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

8 暴力団員・暴力団員でないことの誓約

申請時において申請者が暴力団員、もしくは暴力団員等に該当しないことを証明(誓約)する書類を提出する。

○規則

(特別事業再編計画の認定の申請)

第十七条

2 申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

九 当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

- イ 暴力団員等
- ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

特定株式等取得の対価の相当性について

(様式自由)

9 特定株式等取得の対価の相当性について

株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例（法32条）を利用する場合に記載する。

法第32条第1項により申請者が発行する株式又は処分する自己株式を対価とする譲渡による対象会社株式等の取得の対価の相当性に関する事項を記載する。

具体的には、組織再編の際に開示されている対価の相当性に関する事項（たとえば、株式交換に関する事前開示書類（会社法第782条第1項、会社法施行規則第184条）における対価の相当性に関する事項）と同等の内容が想定される。

なお、この添付書類は公表される。

○法
（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例）

第三十二条

認定事業者である株式会社が認定計画に従って譲渡により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあっては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る。以下この項において同じ。）であって当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業者である株式会社が認定計画に従ってその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定計画に従って譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であって当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）を交付するときにおける当該認定事業者に係る会社法第百九十九条、第二百一条（第一項及び第二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

表（略）

○令
（認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え）

第五条

法第三十二条第一項の規定により会社法の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

表（略）

○規則
（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例に係る認定の申請）

第三十一条

法第三十二条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条項の書類に加え、特定株式等取得（法第三十二条第一項の規定により発行する株式又は処分する自己株式を対価とする譲渡による特定株式等の取得をいう。以下同じ。）の対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 主務大臣は、認定計画に法第三十二条第一項の株式の発行又は自己株式の処分に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

株式等売渡請求に係る対価の相当性について

(様式自由)

10 株式等売渡請求に係る対価の相当性について

特別支配会社への事業譲渡等に関する特例のうち、株式等売渡請求に関する特例（法30条5項）を利用する場合に、株式等売渡請求に係る対価の相当性に関する事項を記載する。

具体的には、株式等売渡請求に関する事前開示書類（会社法第179条の5第1項、会社法施行規則第33条の7）における対価の相当性に関する事項と同等の内容が想定される。

なお、この添付書類は公表される。

○法

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

第三十条

5 認定事業者が認定計画に従ってその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事業者及び当該認定事業者（この項の規定により読み替えて適用する会社法第百七十九条第一項ただし書の規定により当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあっては、当該者を含む。）を除く。）の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第百五十一条第二項、第百五十四条第三項、第百七十九条、第百七十九条の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第百七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第百七十九条の四第一項各号、第三項及び第四項、第百七十九条の五第一項第一号、第百七十九条の六第一項、第三項及び第七項、第百七十九条の七、第百七十九条の八第二項及び第三項、第百七十九条の九、第百七十九条の十第一項、第二百十九条第二項第二号及び第四項、第二百七十二条第四項、第二百九十三条第二項第一号及び第四項、第八百四十六条の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げは、政令で定める。

同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替え

表（略）

○令

第四条の二 法第三十条第五項の規定により会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

表（略）

○規則

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例に係る認定の申請）

第二十二条

法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項の書類に加え、法第三十条第一画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号項の株式等売渡請求に係る対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 主務大臣は、認定計画に法第三十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

経営資源の一体的活用について

当該特別事業再編計画において、P 株式会社及び株式会社 T の 2 社がそれぞれ有している経営資源を有効に組み合わせ、一体的に活用した事業運営を目指します。なお、実施にあたり下記のとおり、2 社の経営資源の有効的活用を行うこととし、これは産業競争力強化法第 2 条第 1 2 項に規定する「経営資源を有効に組み合わせ、一体的に活用すること」に該当します。

記

P 社は、これまでの産業機械の製造・販売の実績から、高い知名度と信用力に加えて、幅広い販売網を築いてきた。また、マーケティングに強みを持っており、顧客の要望を現場から吸い上げ、その声を新商品開発に活かす生産技術・ノウハウを保有しており、そのための研究開発施設も所有している。

T 社は産業機械から生じるデータ解析に係る研究を大学発のベンチャーとして事業化した企業であり、世界的にも最先端の技術・人材を有しており、当該分野に関する特許も保有している。特にディープラーニング（機械学習）を用いた製造ラインの自動化については、既に実証実験が始まっているところである。

T 社は P 社の行う新商品開発に対し、技術・人材の面から協力を行うことで、両社の経営資源を一体化させ、高付加価値製品の開発を更に進めていく。

補足一 1 経営資源の一体的活用について

経営資源の一体的活用について、その詳細な内容を記載する。

適宜、記載内容を補足する書面を添付することも可能。

○法

第二条（定義）

12 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一～二 （略）

○指針

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(1) 有効に組み合わせた経営資源の一体的活用 法第二条第十二項の事業者が当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することとは、それぞれの有する知識、技術又は技能等を活用することにより、商品の開発、資材調達、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供等において協力することをいうものとする。

過剰供給構造の判定

(様式自由)

補足一 2 過剰供給構造の判定

対象事業分野について、

- 過剰供給構造にある場合については、当該特別事業再編計画が過剰供給構造の解消に資するものであることを記載する。
- 過剰供給構造にない場合はそのことの詳細な内容を記載する。
※過剰供給構造 の定義は指針ロ(3)による

適宜、記載内容を補足する書面を添付することも可能。

○法

第二十五条（特別事業再編計画の認定）

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四 当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあつては、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

○指針

二 事業再編の実施方法に関する事項

ロ 事業再編の認定要件に関する事項

(3) 過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

業種又は事業分野（以下「業種等」という。）が過剰供給構造にあるかどうかを判定する基準は、次の(i)により範囲を特定された業種等が、次の(ii)及び(iii)に該当することとする。

(i) 過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲を特定する基準

当面、需要の拡大が見込まれない業種等であつて、生産される商品又は提供される役務の機能又は効用が、需要者にとつて同種であるか又は互いに代替関係にあり、かつ、その生産又は提供の方法等について業態の特性が共通していること。

(ii) 「供給能力が需要に照らし著しく過剰である」状態を示す基準

判定対象となる業種等において、原則、過去十年間の年平均売上高成長率が一パーセントを下回っていることが認められ、かつ、原則、十年前の総資産利益率と直近の総資産利益率とを比べその成長率が一パーセントを下回っていることが認められること。

(iii) その状態が「長期にわたり継続することが見込まれる」ことを示す基準

判定対象となる業種等が次のいずれかに該当することにより、需要と供給が著しく乖離している構造が早期に解消される見込みがないこと。

① 当該業種等において、当面、需要の回復につながるような、市況に大きな変化をもたらす事象が見込まれていないこと。

② 当該業種等に、需要の変化に対して可變的に対応できない業態の特性があること。

なお、上記判定については、政府、公的機関若しくは業界団体による統計若しくはこれらに準ずるもの又は判定の対象となる特定の業種等に対応する統計若しくはこれに準ずる統計を用いるものとする。その際、統計の制約を踏まえ、当該業種等の業態の特性等からみて合理的な範囲内で、近似する業種等の統計を用いることが認められる。

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(2) 過剰供給構造の解消

法第二十五条第五項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該特別事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が二ロ(3)の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該特別事業再編計画の実施により供給能力が減少する又は需要を開拓するものであることをいうものとする。

※こちらのページは申請書をご提出いただいた後、こちらで認定書を作成するページとなります。そのため、ご提出いただく際には本注意文を削除いただき、1枚白紙を最後につける形でご提出いただくよう御願いたします。

【申請書を提出する際の留意点】

申請書を主務府省庁に提出する際には、正本とその写しを2通（※）作成し、両方に押印して提出する。

認定の際には、申請書の1通に「認定する」旨の記載がなされ、大臣印が押印されて返却される（これが認定書となる）。

もう1通は、主務府省庁が保存する。

※複数の申請事業者が認定書発行を求める場合や計画の対象となる事業の主務府官庁が複数である場合は、2通以上必要となる。

○規則

第十七条（特別事業再編計画の認定の申請）

法第二十五条第一項の規定により特別事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項において「申請者」という。）は、様式第二十五による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。